

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 船舶油濁損害賠償保障法施行令の一部改正

一 題名を「船舶油濁等損害賠償保障法施行令」に改めるものとする。こと。
(題名関係)

二 船舶の航行のために用いられる油は、次に掲げる油とすること。

1 燃料油（鉱物油に限る。）

2 潤滑油

(第二条関係)

三 タンカー油濁損害賠償保障契約においてタンカー所有者の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する者に、外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者であつて、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の規定によりこれらの条約の締約国である外国により発給され、又は公認されている証明書において保険者その他保証を提供する者とされているものを加えるものとする。こと。

(第三条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。こと。

第二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十一条の二第二号の政令で定める外国船舶から、船舶油濁等損害賠償保障法第二条第八号に規定する難破物に該当する外国船舶（本邦の排他的経済水域にあるものに限る。）及び同号に規定する難破物に該当する排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物（本邦の内水、領海又は排他的経済水域にあるものに限る。）が積載されていた外国船舶を除くものとすること。

（第十五条の四第三号関係）

第三 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正

船舶油濁等損害賠償保障法第二条第八号に規定する難破物に該当する特定外国船舶及び同号に規定する難破物に該当する排出された油、有害液体物質、廃棄物、危険物その他の物（我が国の内水、領海又は排他的経済水域にあるものに限る。）が積載されていた特定外国船舶について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第六章の規定の一部の適用があるものとすること。

（第二条第五項関係）

第四 関係政令の一部改正

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令その他の政令について所要の改正を行うものとする。

第五 附則

- 一 この政令は、一部の規定を除き、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。
- 二 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第一項関係)